

春の環境美化週間 ごみ収集場所マナーアップ週間

5月・6月は群馬県の春の環境美化月間です。町では、環境美化推進協議会と各自治会の協力を得て、6月19日(日)～23日(金)の期間、ごみの出し方などの一斉指導を行います。

この期間、各ごみ集積所で腕章を付けた役員が現地指導をします。ご協力をお願いします。

※町指定ごみ袋で出されていないものや、ルールが守られていないものには、注意シールを貼ることがあります。

▶問い合わせ先 住民課 住民環境室 ☎26-2245 (直通)

一緒に考えませんか

環境衛生運営審議会の委員を公募します

環境衛生運営の業務の適正化を図るため、業務の運営について審議する審議会の委員を募集します。

この審議会では、ごみ指定袋の在り方などについて審議する予定です。

▼応募要件(次のすべてに該当する人)

●町に住所を有し、令和5年4月1日現在で20歳以上70歳未満の人

●地方公務員法第16条の規定に該当しない人

●町が設置する附属機関などの委員を3つ以上兼務していない人

●当審議会の委員としてすでに構成委員を推薦している団体に所属していない人

▼募集人数 2人

▼任期 委嘱日から2年

▼報酬 1回4,400円

▼会議の開催 5回程度

※初回の開催は7月を予定しています。また、審議会の日程は、開催日のおおむね1カ月前に通知します。



▼申し込み方法 申込書に必要事項を記入し提出(郵送、メール・FAX可)。

※申込書は住民環境室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードできます。

▼申込期限 6月26日(日)必着

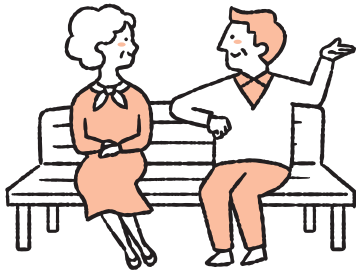
▼選考方法 原則書類選考
※必要に応じて面接

▼申し込み・問い合わせ先
住民課 住民環境室

☎26・2245 (直通)

✉jyu-kan@town.yoshioka.

gunma.jp



回収にご協力ください

資源ごみの集団回収に補助金を交付

資源ごみを回収した登録団体(自治会・育成会など)に補助金を交付しています。

交付された補助金は自治会や育成会の活動資金になります。回収のご協力をお願いします。



補助金を申請すると町環境美化推進協議会からも1回5,000円の補助金が交付されます。

※年2回までの交付です。別途申請の必要はありません。

▼申請に必要なもの

申請書(毎年度初回のみ登録が必要です)

交付申請書兼実績報告書

資源ごみ引き取り整理表

回収業者が発行する計量表(回収量が分かるもの)

※申請書などは町ホームページからダウンロードできます。

▼注意

回収方法などについては各団体により異なります。各団体へ直接お問い合わせください。

▼問い合わせ先

住民課 住民環境室

☎26・2245 (直通)



申請回数	補助単価
1.2回目	1,000円
3.4.5回目	3,000円
6回目以降	0円

種別	補助単価
ビン類	10円/本
紙類	10円/kg
金属類(缶除く)	10円/kg
アルミ缶	10円/kg
スチール缶	10円/kg
布類	10円/kg

定例教育委員会の傍聴

- 日時 6月21日(水)9:00～
 - 場所 町文化センター2階研修室
 - 定員 先着8人
- ※当日直接会場へお越しください。

▼問い合わせ先

教育委員会事務局 教育総務室 ☎26-2285 (直通)

生理用品を 無償配布します

経済的な理由などで生理用品が購入できない人に対して、生理用品を無償配布します。

▶受取場所 福祉室窓口

(開庁時間に限ります。)

※在庫がなくなり次第、終了します。

▶問い合わせ先

介護福祉課 福祉室
☎26-2246 (直通)

男性と女性が、職場、学校、地域、家庭でそれぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには政府や地方公共団体だけでなく、町民一人一人の取り組みが必要です。身の回りの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか。

町では、令和5年度に第二期吉岡町男女共同参画基本計画を策定する予定です。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

▼問い合わせ先
総務課 協働安全室
☎26・2243



▲町ホームページはこちら



▲内閣府ホームページ「男女共同参画社会」つてなんだろう

6月23日(金)～29日(木)は男女共同参画週間

無くそう思い込み、守ろう個性 みんなでつくる、みんなの未来。



まちの木

骨髄などのドナーに助成金を交付

提供者(ドナー)の負担軽減と移植推進のために

骨髄などのドナーの負担を軽減し、骨髄などの移植を推進するため、助成金を交付します。

▼対象(次のすべてに該当する人)

- ①骨髄などの提供を行った日において、町に住民登録がある人
- ②ドナー休暇制度を設けている企業または団体に属さない人
- ③他の自治体から同様の趣旨の助成金を受けていない人
- ④町税の滞納がない人

▼助成内容

2万円×通院などに要した日数(上限7日)

▼申請方法 骨髄などの提供が完了した日から90日以内、または提供の最終同意日から180日以内に申請書などを保健センターに提出してください。

▼申請に必要なもの

- 骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書(保健センター窓口で受け取るか町ホームページから

ダウンロード)

- 日本骨髄バンクが発行する骨髄提供の証明書または骨髄などの提供にかかる最終同意を行ったことを証明する書類
- 骨髄などの提供に必要な入院・通院などをしたことがおおよそその日数を証明する書類
- 通帳など(振込先がわかるもの)の写し

▼問い合わせ先

健康子育て課 健康づくり室
☎54・7744 (直通)



まちの花

第6投票所が変更

第6投票区において、次のように投票所を変更しました。投票所のお間違えのないようご注意ください。

変更前 大久保集落センター

変更後 上中町集落センター (大久保1517番地)

※第6投票区の皆さまには、入場券と共に変更後の投票所の案内を同封します。ご確認ください。

群馬県知事選挙のお知らせ

7月23日(日)投票日(7月6日(木)告示)



▼時間 午前7時～午後8時
▼入場券について
入場券を世帯ごとに6月下旬に郵送します。投票所に持参してください。

入場券を紛失した場合は、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)を持参してください。投票所で再発行できます。

▼吉岡町で投票できる人

平成17年7月24日以前に生まれた人で、令和5年7月5日時点で町に3カ月以上引き続き住民登録があり、選挙人名簿に登録されている人

県内の他市町村から吉岡町に転入した人

県内の他市町村に3カ月以上住んでいて、その後町に転入し、令和5年7月5日現在で3カ月に満たない人は、前住所地で投票できません。投票の際は、引き続き県内に住所を有することについて、確認を受けるか証明書を提示してください。詳しくは前住所地の選挙管理委員会に確認してください。

吉岡町から県内の他市町村に転出した人

県内の他市町村に転出した人で、町の選挙人名簿に登録されている人は、町で投票できます。また、不在者投票制度で現在住んでいる市町村の選挙管理委員会で投票することもできます。いずれの場合も、投票の際に引き続き県内に住所を有することについて、確認を受けるか証明書を提示してください。ご不明な点はお問い合わせください。

期日前投票

▼期間 7月7日(金)～22日(土) (土・日・祝を含む毎日)

▼時間 午前8時30分～午後8時

▼場所 町コミュニティセンター1階和室

期日前投票の際には宣誓書の記入が必要になります。宣誓書は、入場券の裏面に印刷されています。記入して期日前投票所にお持ちください。

▼問い合わせ先

吉岡町選挙管理委員会
☎26・2240(直通)

メータ器周辺を綺麗に

水道検針業務にご協力ください



毎月14日から1週間程度(土・日・祝を含む)が水道メータの検針期間です。

次のような検針しやすい状態の維持にご協力ください。

※検針期間は天候などによりずれることがあります。

●周辺の草木を除去する。

※夏場は草が繁茂し、検針の妨げになる場合があります。

●メータボックスの上に自動車や物を置かない。

空き家を保有する人へ

老朽危険空家除却支援事業補助金



老朽化により倒壊などのおそれのある空き家を「老朽危険空家」と認定し除去工事を補助します。

▼対象
町内に老朽危険空家を所有する個人またはその法定相続人

▼募集戸数 1戸

▼補助金額 除却工事費の5分の4(上限額50万円)

▼申請期限 11月30日(木)

●出入り口やメータボックス付近に犬をつながない。

水道メータは水道料金を算出するためだけでなく、漏水の発見にも役立っています。

いつでも見やすい状態を保つようご協力をお願いします。

▼問い合わせ先
上下水道課 上水道室
☎54・1118(直通)

※詳しくは町ホームページをご覧ください。

▼問い合わせ先
建設課 都市建設室
☎26・2278(直通)

